

公募要項に関する正誤表

資料	頁	項目	誤	正	備考
公募要項	5	6-(2)-ウ	ウ 第三者評価の実施 (中略) なお、受審時期は、指定期間の2年目又は3年目のいずれかのうち市との協議により定める時期を原則とします(受審に伴う費用は <u>指定管理者の負担となります(20万円程度を見込みます)</u>)。	ウ 第三者評価の実施 (中略) なお、受審時期は、指定期間の2年目又は3年目のいずれかのうち市との協議により定める時期を原則とします。	技能文化会館の第三者評価は、市が設置する「選定評価委員会」が審査するため、指定管理者の費用負担は生じない。

業務の基準に関する正誤表

資料	頁	項目	誤	正	備考
業務の基準	11	8-(6)	(6) 第三者評価について 指定管理者は、管理施設の事業、施設の運営に関して評価、検証等を行うことを目的として、「横浜市技能文化会館指定管理者選定評価委員会」による第三者評価を、指定期間の2～3年目のいずれかのうち、市と協議により定める時期に、1回受審しなければなりません。また、 <u>受審に伴う費用(20万円程度(消費税及び地方消費税を含まず)を見込む)</u> は指定管理者の負担とします。 (略)	(6) 第三者評価について 指定管理者は、管理施設の事業、施設の運営に関して評価、検証等を行うことを目的として、「横浜市技能文化会館指定管理者選定評価委員会」による第三者評価を、指定期間の2～3年目のいずれかのうち、市と協議により定める時期に、1回受審しなければなりません。 (略)	技能文化会館の第三者評価は、市が設置する「選定評価委員会」が審査するため、指定管理者の費用負担は生じない。